

〈入野中学校 生活のきまり〉令和7年度版

1 登下校と通学路、校外への外出について

- 服装は制服で、徒歩で通学します。ただし部活動後の下校は、部活動での服装のままでもよいです。校内服での登下校は雨天、夏季、学校行事等、特別な場合です。
- 登下校時は、不審者対策として、人や車の通行が少ない道路は避けましょう。
- 道路は右側を歩行します。横に広がらないようにしましょう。
- 登校後 8:10 には、校内服への着替えを終えて着席しているようにしましょう。8:10 までに入室していないと遅刻になります。

★欠席・遅刻・早退の連絡について

- ▷ 欠席・遅刻の場合は、さくら連絡網で当日の8時までに入力・送信するか、7時30分～8時に保護者が学校へ連絡をしてください。
※遅刻した時は、最初に職員室に行き、登校したことを報告します。
- ▷ 早退の場合は、学級担任か養護教諭が保護者に連絡します。
※具合の悪い場合は、保護者に迎えに来ていただくことを原則とします。

- 登校後の外出は、原則禁止です。

- 部活動の完全下校時刻は以下の通りです。

4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
17:45	18:00	18:00	18:00	18:00	17:30	17:00	17:00	17:00	17:15	17:30

2 服装等について

(1)制服

- 学生服・セーラー服どちらかを選択します。

	冬 服	夏 服
学生服	<ul style="list-style-type: none">・標準学生服・標準学生ズボン(ベルト着用)	<ul style="list-style-type: none">・白で無地のYシャツ(半袖可)・標準学生ズボン(ベルト着用)
セーラー服	<ul style="list-style-type: none">・入野中指定冬用セーラー服・スカート(膝がかくれる長さ)	<ul style="list-style-type: none">・入野中指定夏用セーラー服・スカート(膝がかくれる長さ)

- ▷ 学生服で着用するベルトは、黒・茶で装飾ないものとします。
- ▷ 学生服・セーラー服とも冬服のみ校章をつけます。
- ▷ 冬服・夏服の衣替えについては、改めて連絡します。

- 集会などでの服装について

	具体的な場面	服装のルール
儀 式	入学式 卒業式	白の靴下・学生服はYシャツ着用
それ以外	始業式 終業式 修了式	制服を着用していればあとは制約なし

- ▷ 朝礼や任命式、表彰集会等で登壇する生徒は、白の靴下を着用します。

- その他の活動の際の服装について

- ▷ 校外での活動(例:修学旅行・火伏せの集い)や、学力調査等のテストの時の服装については、それぞれ指示が出ます。

(2) 校内服

- 学校指定の体操服(半袖シャツ・ハーフパンツ), ジャージ(上・下)を着用します。
 - ▷ 半袖シャツの裾は, ハーフパンツに入れます。
 - ▷ 体操服・ジャージ共に, 下に着用しているものの裾や袖が出ないようにします。
 - ▷ 半袖シャツ・ジャージ上には, 名札をつけます。

(3) 靴・靴下

○登下校時の靴

- ▷ 保健体育の授業で運動するのに適したものを使用します。
- ▷ 色などの指定はありません。

○上靴(体育館シューズ兼用)

- ▷ 学年カラーのラインが入った学校指定のものを使用します。

○靴下

- ▷ 儀式の時以外は, 色は白・紺・グレー・黒のものを着用します。無地のほか, ワンポイントやラインが入ったものは可とします。
- ▷ 儀式の時は白の靴下を着用します。

(4) 防寒着

○セーター・トレーナー

- ▷ 着用してもよいです。
- ▷ 必ずジャージや制服の下に着るようにし, 袖や裾を含めて着ているのが見えないようになります。

○登下校時

- ▷ マフラー・ネックウォーマー, 手袋を着用することができます。
- ▷ ウィンドブレーカー・スクールコート, ダッフルコートを着用することができます。
- ▷ 上記2つについては, 教室入室後すぐに脱ぐ・外すようにします。
- ▷ セーラー服を着用する場合は, 黒のタイツやレギンス, スパッツ等を着用することができます。

(5) 頭髪

- 通学や学校生活において支障がない長さ・髪型を心がけましょう。

3 持ち物について

○持ち物は学校指定の通学バッグに入れて登下校します。

- ▷ 通学バッグに荷物が入りきらない場合は, 指定のサブバッグを使用してもよいです。
- ▷ サブバッグのかわりに, 部活動で使用しているバッグを用いてもよいです。

○学習に関係のないものは学校に持ってきません。

- ▷ 雑誌・刃物・菓子・音楽プレーヤー・ゲーム機・スマートフォン・装飾品など

4 校外生活における注意

(1)自転車の乗り方

- 特に次の点に気をつけましょう。
 - ▷ 左側通行です。
 - ▷ 2人乗り、並進(2台以上が横並びで走行する)は禁止です。
 - ▷ 夜間はライトを点灯します。
 - ▷ 運転中にスマートフォンを操作する、傘をさす、イヤホン(ヘッドホン)をする等は禁止です。
- 静岡県自転車条例により、自転車保険に入る義務があります。また、ヘルメットを着用することが努力義務となっています。
- 自転車は車両です。上記だけでなく、道路交通法を守った上で乗りましょう。

(2)近隣小学校への立ち入りについて

- 地域の中学生として気持ちの良い対応を心掛けましょう。
 - ▷小学校のグランド等を使用する前後で、職員室の先生方へあいさつをしましょう。
 - ▷小学校は小学生の活動の場です。小学生の活動の妨げになることは慎みましょう。また、安全面も十分配慮しましょう。
 - ▷器物の破損等ないよう十分注意をしましょう。また、何か困ることや心配なことがあれば、必ず小学校の先生へ報告をしてください。

(3)みなさんの健全育成に関する内容

- 法に触れる行為は絶対にしないようにしましょう。
 - ▷飲酒・喫煙は法律で禁止されています。万引は犯罪です(窃盗罪)。
- 「静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例」に、次のことが定められています。必ず守るようにしましょう。
 - ▷夜23時から未明4時までは、深夜徘徊として補導の対象になります。
 - ▷パチンコ店・オートレース場・競艇場は、保護者が同伴していても入場できません。
 - ▷ゲームセンターは、18時以降は入場できません(保護者同伴なら、22時までは入場できます)。
 - ▷上記の施設以外でも、夜23時以降は、保護者同伴でも入場できません。
(例)映画館・カラオケボックス・インターネットカフェやマンガ喫茶・ボウリング場・ゲームコーナー

※ 生活のきまりについては生徒協議会、生徒集会等を通して、検討を重ねていくため、今後変更することがあります。